

島根県弁護士会個人情報保護細則

(目的)

第一条 この細則は、島根県弁護士会個人情報保護規則（以下「規則」という。）第十九条第一項及び第二十条第二項の規定に基づき、個人情報の開示等の求めに際して提出すべき書面、開示等の求めをする者の確認の方法、手数料及び手数料の徴収方法について定めることを目的とする。

(様式)

第二条 規則第十九条第一項第一号に規定する書面の様式は、別記様式とする。

(本人確認書類)

第三条 規則第十九条第二項第二号に規定する本人であることの確認の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 個人情報取扱窓口において次に掲げる書類の提示を受け、証明書番号を控えることにより確認する方法。ただし、会員の場合にあっては記章又は日本弁護士連合会が発行する身分証明書の提示を受けることで足りるものとする。

イ 運転免許証

ロ 旅券

ハ 各種年金手帳

ニ 各種福祉手帳

ホ 各種健康保険証

ヘ 在留カード又は特別永住者証明書

二 次のイからへまでに掲げる書類にあっては当該書類の写しを、次のトからヲまでに掲げる書類にあっては当該交付を受けた原本の送付を受けることにより確認する方法。ただし、会員の場合にあっては別記様式の押印欄に職印が押印されていること及び登録番号

が記載されていることを確認することにより足りるものとする。

イ 運転免許証

ロ 旅券

ハ 各種年金手帳

ニ 各種福祉手帳

ホ 各種健康保険証

ヘ 取引に実印を使用する場合の当該実印の印鑑登録証明書

ト 住民票の写し（外国人住民に係るものを含む。）

チ 住民票の記載事項証明書

リ 印鑑登録証明書

ヌ 戸籍の謄本又は抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）

ル 在留カード又は特別永住者証明書

ヲ その他官公署が発行する証明書その他住所及び氏名の記載があるもの

三 次のイからニまでに掲げる法律により本人が身体を拘束されているときは、現に本人が在所する官公署の発行する在所証明書の原本を、次のホに掲げる法律により本人が入院しているときは、現に本人が入院している医療機関の発行する入院証明書の原本の送付を受けることにより確認する方法。

イ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）

ロ 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）

ハ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）

ニ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）

ホ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）

2 島根県弁護士会（以下「本会」という。）は、前項第二号に掲げる書類の送付を受けることにより本人であることを確認するときは、前

項第二号に掲げる書類に加えて、水道局、電話会社、ガス会社、電力会社のいずれかが発行する請求書又は領収書の送付を求めるものとする。この場合において、電話会社が発行する請求書又は領収書については、固定電話回線のものでなければならない。

3 規則第十九条第一項第二号に規定する代理人であることの確認の方法は、次に掲げる書類の提示を受けることにより確認するものとする。

一 本人の身分証明書（第一項第一号イからへまでに掲げる書類）の写し

二 代理人の本人確認書類（前二項に規定する書類）

三 代理人であることの証明書（委任状又は法定代理人としての疎明資料をいう。）

4 前項に規定する場合において代理人が弁護士であるときは、委任状の提出を求めるほか、記章又は日本弁護士連合会が発行する身分証明書の提示を受けることにより確認する。

（手数料等）

第四条 規則第二十条第二項に規定する手数料は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める料金とする。この場合において、郵便料金には、簡易書留郵便料金を含むものとする。

一 利用目的の通知の請求の場合 郵便料金の実費

二 開示の請求の場合 審査料金五百円に郵便料金の実費を加算した額。通知に要する用紙が二枚以上となる場合は、一枚を超えるごとに五十円を加算するものとする。

三 訂正（追加・削除を含む。）等、利用停止又は消去及び第三者提供停止の請求の場合 無料

2 規則第十九条第一項第三号に規定する手数料の徴収方法は、あらかじめ現金、現金書留又は郵便為替により支払を求める。ただし、手数料を支払う者が現金、現金書留又は郵便為替により手数料を支払うこ

とができないと本会が認める場合は、郵券による支払を認めることができる。

3 前項の規定による支払により、手数料に不足が生じた場合は、交付時に支払を求める。

附則

この細則は、日本弁護士連合会の承認（平成二十四年六月十四日）を得て、平成二十四年七月九日から施行する。

附則

別記様式の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日（令和元年六月二十日）から施行し、令和元年五月一日から適用する。

附則

第三条第一項第三号（新設）、第二項並びに第三項第一号及び第二号並びに第四条第二項及び第三項（新設）の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日（令和二年八月二十日）から施行する。